

《職場集会資料》

6年連続の賃上げに向けて！

2019 県労連賃金確定闘争

10. 25 統一職場集会

2019 年人事委員会が勧告・報告

6年連続の月例給・ボーナスの引き上げ！

本年の勧告のポイント

人事院の勧告を受けて県人事委員会は、10月16日、本年の給与等に関する報告・勧告を神奈川県知事及び県議会議長に対して行いました。
勧告の概要は以下の通りです。

1 本年の給与改定

- ・ 月例給、公民給与の較差は440円（0.11%）較差を解消するため、
初任給と30歳台半ばまでの若年層の引上げ（2000円~2000円の間）
- ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）を **0.05月分引き上げ**

（年間支給月数 4.45月→4.50月 引上げ分は勤勉手当に配分）

※2019年4月1日に遡及して実施

2 住居手当の見直し

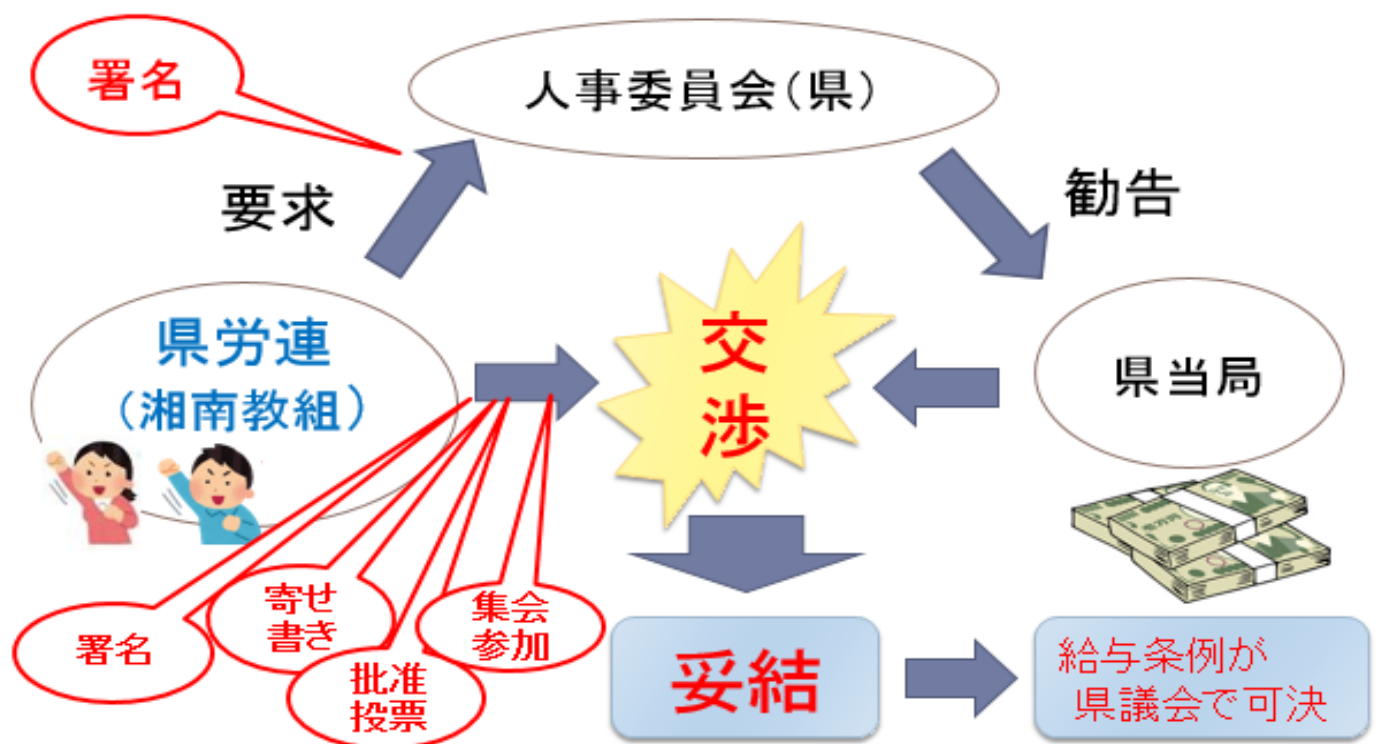
- ・ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を改定

統一職場集会を開催し、今後のとりくみ（3点セット等）について確認してください。

勧告の賃金アップ・労働条件改善を実現させるために、各分会が団結し、とりくみをすすめます！！

※裏面に、「賃金の決まり方」「県人事委員会勧告に対する県労連声明」を載せています。

わたしたちの賃金はどうやって決まるの？



県人事委員会勧告に対する県労連声明

県人事委員会は10月16日、県議会議長及び知事に対し、①月例給の公民較差440円(0.11%)を解消するため、初任給の引き上げと若年層職員が在職する級号給を200円から2,000円の引き上げ、②一時金の0.05月引き上げなどの勧告を行った。月例給と一時金を6年連続で引き上げることとしたのは、組合員の期待に一定程度応えるとともに、経済の好循環をはかるという観点から当然の結果といえるものである。

県労連は、本年の人事委員会勧告に向けて、「月例給・一時金の改善」「若年層の給与水準について大幅な引き上げ」「長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の実施」などを強く求めてきた。さらに、国の人事院勧告に追随したのではなく、神奈川県で働くものの実態を反映した独自の措置を求め、職場からの切実な声と11,952筆の署名を合わせて、2回にわたる要請行動を行った。

その結果、月例給については、若年層が在職する級号給に限定した改定と一時金についても引き上げが勧告され、公務における人材確保や非常勤職員の待遇改善に寄与することから、一定評価のできる内容となった。

しかし、①給料表全体の改定に至らなかったこと。とりわけ再任用の一時金を含めた給与改善が見送られたこと。②消費税増税に伴い、家計支出が増加している情勢下において、支給対象の家賃額下限の引き上げに伴い、住居手当額の減少する者が生じることなど、全世代への配慮の面から満足のものではない。さらに、組合員が期待できる長時間労働の是正に向けた具体的な取り組みが示されなかったことを踏まえると、「神奈川県らしさ」の勧告・報告ではなかったと言わざるを得ない。これから始まる労使交渉で実態等を訴え、改善を図らなければならない。

県労連は勧告の完全実施とさらなる改善に向け交渉をスタートさせていくが、職員一人ひとりの仕事への意欲や士気を高め、県民サービスの維持向上につなげるとともに、県下全ての労働者・県民の生活改善に大きく寄与するべく、2019賃金確定闘争を全力で取り組む決意を表明する。